

(No.24)

1.「公有水面の埋立ての適正化について」(昭和40年9月1日港管第2021号、建設省河発第341号、運輸省港湾局長及び建設省河川局長通達)  
の記の1及び記の3

1 埋立ての免許又は承認は、原則として、次に掲げるものについて行うものとする。

(1) 法令に基づき土地を収用し又は使用しうる事業のため必要な埋立て

(2) 国又は公共団体が行なう埋立て

(3) (1)に掲げるもののほか私人が行なう埋立てで公共の利益に寄与するもの

3 埋立権の譲渡の許可は、みだりにこれを行なわないものとし、当該許可をする場合においては、2により措置するものとする。